

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【四半期会計期間】	第21期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社 八千代銀行
【英訳名】	The Yachiyo Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 酒井 勲
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（3352）2271（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 安田 信幸
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03（3352）2295
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社 八千代銀行 大和支店 （神奈川県大和市大和南一丁目4番4号）

株式会社 東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度 第3四半期連結 累計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日)	平成23年度 第3四半期連結 累計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
経常収益	百万円	33,747	32,592	44,254
経常利益	百万円	5,402	6,118	7,035
四半期純利益	百万円	6,139	4,022	
当期純利益	百万円			6,768
四半期包括利益	百万円	6,051	6,356	
包括利益	百万円			5,395
純資産額	百万円	100,292	104,599	99,635
総資産額	百万円	2,119,584	2,180,636	2,076,784
1株当たり四半期純利益金額	円	409.40	268.05	
1株当たり当期純利益金額	円			421.38
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	330.20	211.00	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円			364.64
自己資本比率	%	4.72	4.79	4.79

		平成22年度 第3四半期連結 会計期間 (自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日)	平成23年度 第3四半期連結 会計期間 (自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	147.73	30.61

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
4. 平成22年度第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当四半期連結累計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災の影響により景気が停滞するなかでのスタートとなりましたが、その後、サプライチェーンの急速な復旧による企業生産の回復や消費マインドの持ち直し等、回復に向けた動きが続くようになりました。しかし、欧州の政府債務危機等を発端とした海外景気の減速や円高の進展・高止まり等の懸念材料が足かせとなり、回復テンポは弱く、景気の下振れも懸念される状況になっております。

当行は、中期経営計画の初年度となる今年度において、「健全な業容拡大・着実な成長を遂げるための経営基盤の確立」の実現を目指し、「お客さま中心主義に基づいた各種提案が行える対面営業の強化」と「経営資源の有効活用により営業戦力・営業機会を確保し、融資推進を今まで以上に図れる営業体制への移行」に優先的に取り組んでおります。

こうした施策を実践するなか、当行グループの当第3四半期連結累計期間の業績は、次のとおりとなりました。

貸出金につきましては、お客さま中心主義に基づいた各種提案が行える営業体制の再構築を進め、小口分散・業種分散を基本とした貸出金ポートフォリオの改善に努めた結果、当第3四半期連結会計期間末の残高は、中小企業等向け貸出が前連結会計年度末比（平成23年3月末比、業容面は以下同じ。）で増加しましたが、全体では17億円減少の1兆3,206億円となりました。

預金につきましては、普銀転換20周年記念の「お客さま感謝定期預金」が好調に推移したことや、今年度が町田市公金の取扱年度のため公金が増加したこと等により、残高は911億円増加の2兆374億円（譲渡性預金を含む）となりました。

有価証券につきましては、順調な資金調達を背景に、国債を中心とした国内債券の積上げを図った結果、残高は928億円増加の6,536億円となりました。

純資産は、四半期純利益の計上やその他有価証券評価差額金の改善等により、49億円増加の1,045億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、325億円と前年同四半期連結累計期間比（以下、損益面は同じ。）11億円の減収となりました。これは、貸倒引当金戻入益や償却債権取立益が、今年度より「特別利益」から「その他経常収益（臨時収益）」での計上に変更となったことで、20億円の押し上げ要因となったものの、貸出金利回りの低下により貸出金利息が9億円減少したほか、国債等売却益が24億円減少したことが主な要因であります。

一方、経常費用は、18億円減少の264億円となりました。これは、預金利息が3億円減少したほか、貸出金償却等が13億円減少したことが主な要因であります。

この結果、経常利益は7億円増加の61億円となりましたが、特別損益が18億円減少したことや、法人税率の変更等による影響を受け、法人税等合計が10億円増加したことにより、四半期純利益は21億円減益の40億円となりました。

なお、当行グループは銀行業以外にクレジットカード業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報は記載しておりません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間におきまして、資金運用収支は224億円、役務取引等収支は25億円、その他業務収支は17億円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は223億円、役務取引等収支は24億円、その他業務収支は24億円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は1.7億円、役務取引等収支は1.5億円、その他業務収支は0.3億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	23,010	171	15	23,166
	当第3四半期連結累計期間	22,332	179	14	22,497
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	24,751	203	19	24,935
	当第3四半期連結累計期間	23,684	206	15	23,874
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	1,740	32	3	1,769
	当第3四半期連結累計期間	1,351	27	1	1,376
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	2,427	95	0	2,522
	当第3四半期連結累計期間	2,422	155	5	2,582
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	4,086	126	262	3,950
	当第3四半期連結累計期間	4,073	184	263	3,993
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	1,659	31	262	1,427
	当第3四半期連結累計期間	1,650	29	269	1,411
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	4,788	95	767	4,116
	当第3四半期連結累計期間	2,449	33	758	1,724
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	5,752	99	1,385	4,465
	当第3四半期連結累計期間	3,405	33	1,426	2,012
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	963	3	618	348
	当第3四半期連結累計期間	956	-	668	287

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。以下の表においても同様であります。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間におきまして、役務取引等収益は39億円、役務取引等費用は14億円となりました。このうち、国内業務部門の役務取引等収益は40億円、役務取引等費用は16億円となり、また、国際業務部門の役務取引等収益は1.8億円、役務取引等費用は0.2億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	4,086	126	262	3,950
	当第3四半期連結累計期間	4,073	184	263	3,993
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	971	-	5	965
	当第3四半期連結累計期間	915	-	2	913
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	1,454	115	0	1,569
	当第3四半期連結累計期間	1,419	174	0	1,593
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	10	-	-	10
	当第3四半期連結累計期間	12	-	-	12
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	95	-	-	95
	当第3四半期連結累計期間	87	-	-	87
うち保護預り ・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	176	-	-	176
	当第3四半期連結累計期間	176	-	-	176
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	602	-	256	345
	当第3四半期連結累計期間	609	-	261	348
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	1,659	31	262	1,427
	当第3四半期連結累計期間	1,650	29	269	1,411
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	298	31	-	329
	当第3四半期連結累計期間	291	29	-	321

(注) 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

当第3四半期連結会計期間末におきまして、預金残高の総合計は2兆374億円となり、このうち国内業務部門の預金残高は2兆315億円、国際業務部門は預金残高は95億円となりました。

預金の種別別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	1,957,771	9,680	3,082	1,964,369
	当第3四半期連結会計期間	2,025,375	9,528	3,338	2,031,566
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	946,540	-	840	945,700
	当第3四半期連結会計期間	1,001,195	-	695	1,000,499
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	1,002,429	-	2,242	1,000,186
	当第3四半期連結会計期間	1,011,419	-	2,642	1,008,777
うちその他	前第3四半期連結会計期間	8,801	9,680	-	18,481
	当第3四半期連結会計期間	12,760	9,528	-	22,289
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	6,048	-	300	5,748
	当第3四半期連結会計期間	6,211	-	300	5,911
総合計	前第3四半期連結会計期間	1,963,819	9,680	3,382	1,970,117
	当第3四半期連結会計期間	2,031,587	9,528	3,638	2,037,478

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

当第3四半期連結会計期間末におきまして、貸出金残高は1兆3,206億円となり、このうち国内業務部門の貸出金残高は1兆3,206億円、国際業務部門の貸出金残高は0.2億円となりました。

業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,337,588	100.00	1,320,600	100.00
製造業	119,674	8.95	110,585	8.37
農業, 林業	102	0.01	315	0.02
漁業	-	-	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	155	0.01	155	0.01
建設業	78,513	5.87	78,020	5.91
電気・ガス・熱供給・水道業	10,285	0.77	6,275	0.48
情報通信業	18,163	1.36	18,361	1.39
運輸業, 郵便業	24,339	1.82	27,582	2.09
卸売業, 小売業	113,662	8.50	115,751	8.77
金融業, 保険業	81,515	6.09	70,626	5.35
不動産取引業(注)	135,675	10.14	122,463	9.27
不動産賃貸業等(注)	234,898	17.56	238,816	18.08
物品賃貸業	29,838	2.23	27,194	2.06
各種サービス業	110,156	8.23	115,578	8.75
地方公共団体	11,477	0.86	26,406	2.00
その他	369,131	27.60	362,469	27.45
国際業務部門	48	100.00	25	100.00
卸売業, 小売業	48	100.00	25	100.00
合計	1,337,637		1,320,625	

(注) 不動産取引業とは不動産取引の免許を有する業者による不動産業であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者による賃貸業等であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)の事業及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200,000
第 種優先株式	2,000,000
計(注)	45,000,000

(注) 平成19年6月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更を行い、発行可能株式総数から第 種優先株式 3,800,000株を削除しております。(なお、当行は平成21年1月4日をもって端数等無償割当て(1株につき99株)を実施しており、削除した第 種優先株式の株式数については同割当てを実施したものと仮定して表示しております。)

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,822,991	15,822,991	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
第 種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	1,500,000	1,500,000		単元株式数 100株 (注1,3)
新株予約権付社債 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)				無担保転換 社債型新株 予約権付社債 50億円(注2)
計	17,322,991	17,322,991		

(注)1. 第 種優先株式は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

当該第 種優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式が増加します。

なお、修正の頻度、修正の基準及び取得価額の下限等の定めの内容は、以下のとおりであります。

取得価額は、平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日(以下「取得価額修正日」という。)における当行の普通株式の時価が、当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、当該取得価額修正日現在の時価に修正される。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。また、各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。但し、「取得価額修正日現在の時価」が、当初取得価額の70%(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後の取得価額は下限取得価額となる。したがって、潜在株式数は当初取得価額である5,344.9円で取得した場合は、2,806,413株となり、下限取得価額である3,741.4円で取得した場合は、4,009,194株となる。

なお、当該第 種優先株式の取得価額は、平成23年9月30日に実施した取得価額の修正により、下限取得価額である3,741.4円に修正されました。

当行の決定による本第 種優先株式の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

また、当行の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

(注) 2. 新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

当該新株予約権付社債は、株価の下落により転換価額が修正され、新株予約権の目的となる普通株式が増加します。なお、修正の頻度、修正の基準及び転換価額の下限等の定めの内容は、以下のとおりであります。

転換価額は、平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日（以下「転換価額修正日」という。）における当行の普通株式の時価が、当該転換価額修正日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、当該転換価額修正日現在の時価に修正される。「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。また、各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期または中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。但し、「転換価額修正日現在の時価」が、当初転換価額の70%（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後の転換価額は下限転換価額となる。したがって、潜在株式数は当初転換価額である5,344.9円で転換した場合は、935,471株となり、下限転換価額である3,741.4円で転換した場合は、1,336,398株となる。

なお、当該新株予約権付社債の転換価額は、平成23年9月30日に実施した転換価額の修正により、下限転換価額である3,741.4円に修正されました。

当行の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

また、当行の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

(注) 3. 第 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当行は、期末配当を支払うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につき、事業年度毎300円を、配当金として金銭により支払う。

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する資本金の額の全部または一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く。）を超えない部分の剰余金の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する準備金の額の全部または一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く。）を超えない部分の剰余金の配当、当行がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当はこの限りではない。

(2) 優先中間配当金

当行は、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、中間配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき1万円を支払う。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、上記1万円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 第 種優先株主の議決権

第 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有するものとする。

(5) 募集株式等の割当てを受ける権利

当行は、第 種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(6) 取得請求権

本優先株主は、下記の条件にしたがって、本優先株式 1 株につき、以下に定める取得価額により、当行に対して、当行の普通株式の交付と引換えに本優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成23年7月31日から平成28年9月29日までとする。

(2) 取得条件

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、5,344.9円とする。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）における当行の普通株式の時価が、当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日現在の時価に修正される。「取得価額修正日現在の時価」とは、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。但し、「取得価額修正日現在の時価」が、当初取得価額の70%（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後の取得価額は下限取得価額とする。取得価額及び株価の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に、下記(ハ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、「取得価額修正日現在の時価」は下記(ハ)に準じて調整される。

a. 各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及び場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。

b. 各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

(ハ) 取得価額の調整

本優先株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{既発行普通株} & + & \text{新発行・処分普通株式数} & \times & \text{1株当たりの払込金額} \\ & & & \text{式数} & & & & \text{1株当たりの時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & & \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} & & & & & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \end{array}$$

a. 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合（但し、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後の取得価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b. 株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当て（普通株主に普通株式の無償割当てをするときに本優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）については、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

c. 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、普通株主に取得条項付株式、取得請求権付株式又は新株予約権の無償割当てをするときに本優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）

調整後の取得価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

上記(ハ)に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当行の取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とするとき。

b. その他当行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

c. 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に上記(八)又はに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記(八)又はに準じて調整される。

a. 調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。

b. 調整後取得価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した数とする。

(二) 上記(ロ)又は(ハ)により取得価額の修正又は調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額並びにその適用の日その他必要な事項を本優先株主に通知する。但し、上記(ハ)b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得請求したために提出した本優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(ヘ) 取得請求の効力発生

本優先株式の取得請求権の行使は、取得請求受付場所に当行所定の取得請求書及び本優先株式の株券を提出して行うものとする。

取得請求書及び本優先株式の株券が取得請求受付場所に到達したときをもって、当行は当該取得請求に係る本優先株式を取得し、当該取得請求をした本優先株主は、当行がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

但し、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(7) 取得条項

当行は、取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に取得の請求のなかった第 種優先株式を取得すると引換えに、第 種優先株式1株の払込金額相当額を以下のa.またはb.に定める一定の金額（以下、「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。但し、一斉取得価額が一斉取得日直前の取得価額を上回る場合には、一斉取得価額は一斉取得日直前の取得価額とし、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には、一斉取得価額は下限取得価額とする。

- a. 一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。
- b. 一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期または中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

なお、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める方法によりこれを取扱う。

- (8) 会社法322条第2項に規定する定款の定め（種類株主総会の決議を要しない旨の定款規定）はない。
- (9) 第 種優先株主には、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、配当金が支払われ、また、残余財産の分配が行われるため、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有するものとする。
- (10) 議決権を有しないこととしている理由

剰余金の配当及び残余財産の分配を優先することで、既存株主の発行済株式数に対する所有株式の割合に変動を及ぼすことなく新株発行による資金調達を行うためである。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
第 種優先株式
該当事項はありません。

新株予約権付社債
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	17,322,991	-	43,734,856	-	32,922,811

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第 3 四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないため、直前基準日である平成23年9月30日の株主名簿に基づき記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	1,500,000	-	第 種優先株式(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 612,200 (注2)	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,465,800 (注2,3)	144,658 (注4)	-
単元未満株式	普通株式 744,991	-	-
発行済株式総数	17,322,991	-	-
総株主の議決権	-	144,658	-

(注)1. 第 種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(自己株式等)」の「株式数(株)」には、中間財務諸表及び中間連結財務諸表においては、自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する当行株式194,400株は含まれておりません。

なお、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当行株式194,400株は「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」に含まれております。

3. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式100株が含まれております。

4. 「完全議決権株式(その他)」の「議決権の数(個)」には、株式会社証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社八千代銀行	新宿区新宿五丁目9番2号	612,200	-	612,200	3.86
計		612,200	-	612,200	3.86

(注)1. 「自己名義所有株式数(株)」及び「所有株式数の合計(株)」には、中間財務諸表及び中間連結財務諸表においては、自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する当行株式194,400株は含まれておりません。

2. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数(15,822,991株)であります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
現金預け金	59,842	41,145
コールローン及び買入手形	90,819	112,019
買入金銭債権	-	2,919
商品有価証券	31	69
金銭の信託	29	85
有価証券	560,835	653,683
貸出金	1,322,341	1,320,625
外国為替	2,690	2,874
その他資産	8,378	14,327
有形固定資産	31,391	31,316
無形固定資産	2,520	2,897
繰延税金資産	12,351	10,906
支払承諾見返	5,719	5,597
貸倒引当金	20,167	17,833
資産の部合計	2,076,784	2,180,636
負債の部		
預金	1,945,562	2,031,566
譲渡性預金	800	5,911
借入金	1,606	1,651
外国為替	2	1
新株予約権付社債	5,000	5,000
その他負債	9,757	18,386
賞与引当金	852	225
退職給付引当金	4,033	4,299
睡眠預金払戻損失引当金	435	435
再評価に係る繰延税金負債	3,381	2,961
支払承諾	5,719	5,597
負債の部合計	1,977,149	2,076,036
純資産の部		
資本金	43,734	43,734
資本剰余金	33,184	33,133
利益剰余金	25,377	27,900
自己株式	2,441	2,282
株主資本合計	99,854	102,485
その他有価証券評価差額金	184	1,726
繰延ヘッジ損益	21	24
土地再評価差額金	78	341
その他の包括利益累計額合計	284	2,043
少数株主持分	64	70
純資産の部合計	99,635	104,599
負債及び純資産の部合計	2,076,784	2,180,636

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
経常収益	33,747	32,592
資金運用収益	24,935	23,874
(うち貸出金利息)	20,366	19,404
(うち有価証券利息配当金)	3,897	3,840
役務取引等収益	3,950	3,993
その他業務収益	4,465	2,012
その他経常収益	396	¹ 2,711
経常費用	28,345	26,473
資金調達費用	1,769	1,376
(うち預金利息)	1,672	1,273
役務取引等費用	1,427	1,411
その他業務費用	348	287
営業経費	21,410	21,525
その他経常費用	² 3,389	² 1,872
経常利益	5,402	6,118
特別利益	1,921	-
国庫補助金等受贈益	94	-
貸倒引当金戻入益	92	-
償却債権取立益	1,734	-
特別損失	122	14
固定資産処分損	72	14
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	50	-
税金等調整前四半期純利益	7,201	6,103
法人税、住民税及び事業税	1,148	2,082
法人税等調整額	92	7
法人税等合計	1,056	2,075
少数株主損益調整前四半期純利益	6,144	4,028
少数株主利益	4	5
四半期純利益	6,139	4,022

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,144	4,028
その他の包括利益	93	2,327
その他有価証券評価差額金	89	1,911
繰延ヘッジ損益	4	2
土地再評価差額金	-	419
四半期包括利益	6,051	6,356
親会社株主に係る四半期包括利益	6,046	6,349
少数株主に係る四半期包括利益	4	6

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
税金費用の処理	当行及び連結子会社の税金費用は、当第3四半期累計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)</p> <p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第3四半期連結累計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前第3四半期連結累計期間については遡及処理を行っておりません。</p> <p>(法人税率の変更等による影響)</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、当第3四半期累計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の見積実効税率は、従来の税率に基づく12.76%から29.84%(単体)となります。この見積実効税率の変更により、未払法人税等は950百万円増加し、法人税等は同額増加しております。</p>	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)																
<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>2,095 百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>58,569 百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>54 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>4,616 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	破綻先債権額	2,095 百万円	延滞債権額	58,569 百万円	3ヵ月以上延滞債権額	54 百万円	貸出条件緩和債権額	4,616 百万円	<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>1,398 百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>66,788 百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>895 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>8,011 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	破綻先債権額	1,398 百万円	延滞債権額	66,788 百万円	3ヵ月以上延滞債権額	895 百万円	貸出条件緩和債権額	8,011 百万円
破綻先債権額	2,095 百万円																
延滞債権額	58,569 百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	54 百万円																
貸出条件緩和債権額	4,616 百万円																
破綻先債権額	1,398 百万円																
延滞債権額	66,788 百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	895 百万円																
貸出条件緩和債権額	8,011 百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
<p>2. その他経常費用には、貸出金償却 2,682百万円及び株式等償却 76百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益 1,133百万円及び償却債権取立益 961百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸出金償却 1,366百万円及び株式等償却 8百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
減価償却費	949百万円	減価償却費	1,436百万円
のれんの償却額	1百万円	のれんの償却額	-百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	449	30	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
	第 種優先株式	450	300	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	449	30	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	608	40	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
	第 種優先株式	450	300	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	456	30	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません(注2参照)。

科目	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金預け金	59,842	59,798	44
(2)コールローン及び買入手形	90,819	90,819	-
(3)商品有価証券 売買目的有価証券	31	31	-
(4)有価証券 満期保有目的の債券	116,243	118,269	2,026
其他有価証券	441,403	441,403	-
(5)貸出金 貸倒引当金(1)	1,322,341 19,817		
	1,302,524	1,310,081	7,556
資産計	2,010,865	2,020,403	9,538
(1)預金	1,945,562	1,945,746	184
負債計	1,945,562	1,945,746	184
デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(196)	(196)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(34)	(34)	-
デリバティブ取引計	(230)	(230)	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)コールローン及び買入手形

残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券については、日本証券業協会が発表する売買参考統計値及びJS PRICE等の公表価格によっております。

(4) 有価証券

債券は日本証券業協会が発表する売買参考統計値、JS PRICE又は取引金融機関から提示された価格等により行っています。

債券のうち自行保証付私募債は、内部格付、保証割合及び残存期間等を基に、将来のキャッシュ・フローを同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

株式については取引所の価格によっております。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づきグルーピングを行い、さらに信用リスクを反映させたキャッシュ・フローを作成し、これを市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (1) (2)	1,448
投資事業組合出資金 (3)	1,740
合 計	3,188

(1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(2) 当連結会計年度において、非上場株式について 2百万円減損処理を行っております。

(3) 投資事業組合出資金のうち、投資事業組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当第3四半期連結会計期間（平成23年12月31日現在）

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

科目	四半期連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預け金	41,145	41,145	-
(2) コールローン及び買入手形	112,019	112,019	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	69	69	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	274,520	277,675	3,155
其他有価証券	376,120	376,120	-
(5) 貸出金 貸倒引当金(1)	1,320,625 17,406		
	1,303,219	1,307,948	4,729
資産計	2,107,093	2,114,978	7,884
(1) 預金	2,031,566	2,031,670	103
負債計	2,031,566	2,031,670	103
デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの	60	60	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(37)	(37)	-
デリバティブ取引計	23	23	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券については、日本証券業協会が発表する売買参考統計値及びJS PRICE等の公表価格によっております。

(4) 有価証券

債券は日本証券業協会が発表する売買参考統計値、JS PRICE又は取引金融機関から提示された価格等により行っています。

債券のうち自行保証付私募債は、内部格付、保証割合及び残存期間等を基に、将来のキャッシュ・フローを同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

株式については取引所の価格によっております。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づきグルーピングを行い、さらに信用リスクを反映させたキャッシュ・フローを作成し、これを市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結会計期間末における四半期連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、四半期連結会計期間末に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	四半期連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)(2)	1,407
投資事業組合出資金(3)	1,635
合 計	3,042

(1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(2) 当第3四半期連結累計期間において、非上場株式について8百万円減損処理を行っております。

(3) 投資事業組合出資金のうち、投資事業組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	65,955	67,323	1,368
地方債	9,487	9,737	250
社債	35,800	36,492	691
外国証券	5,000	4,715	284
合計	116,243	118,269	2,026

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	取得原価 (償却原価) (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	4,250	4,957	706
債券	421,851	420,549	1,301
国債	283,755	281,221	2,533
地方債	25,016	25,173	156
社債	113,078	114,153	1,074
その他	25,876	25,896	20
合計	451,978	451,403	574

(注) 有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式 127百万円であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価の50%以上下落した銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。

また、時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄については、発行会社の信用状況や過去1年間の時価平均等を勘案して「著しく下落した」と判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き、減損処理をすることとしております。

当第3四半期連結会計期間

1. 企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。
2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年12月31日現在）

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	161,019	162,844	1,825
地方債	24,040	24,665	624
社債	84,460	85,620	1,160
外国証券	5,000	4,544	455
合計	274,520	277,675	3,155

2. その他有価証券（平成23年12月31日現在）

	取得原価 (償却原価) (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	4,000	4,326	325
債券	353,703	356,440	2,736
国債	222,767	223,674	907
地方債	27,918	28,195	277
社債	103,018	104,570	1,551
その他	28,482	28,273	208
合計	386,187	389,040	2,853

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、株式 0百万円であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価の50%以上下落した銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。

また、時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄については、発行会社の信用状況や過去1年間の時価平均等を勘案して「著しく下落した」と判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き、減損処理をすることとしております。

(デリバティブ取引関係)
前連結会計年度

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)
ヘッジ会計が適用されているため記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	23,447	196	196
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		196	196

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)
該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引(平成23年3月31日現在)
該当ありません。

当第3四半期連結会計期間

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

(1) 金利関連取引（平成23年12月31日現在）

ヘッジ会計が適用されているため記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成23年12月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	9,577	60	60
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		60	60

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成23年12月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年12月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年12月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引（平成23年12月31日現在）

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	409.40	268.05
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	6,139	4,022
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	6,139	4,022
普通株式の期中平均株式数	千株	14,997	15,007
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	330.20	211.00
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	47	47
うち新株予約権付社債利息 (税額相当額控除後)	百万円	47	47
普通株式増加数	千株	3,741	4,284
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第21期の中間配当につき次のとおり決議しました。

	普通株式	第 種優先株式
中間配当金額	456百万円	- 百万円
1株当たりの中間配当金	30円	- 円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月5日	

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月6日

株式会社八千代銀行
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 尚明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。